

危険物施設の事故等に係る通報について

1 事故通報

危険物施設において、危険物の流出、その他の事故が発生したときは、それらの事故を発見した者が直ちにその旨を所轄消防機関に通報しなければなりません。（消防法第 16 条の 3 第 2 項）

これは、危険物施設等の事故発生後、所轄消防機関が事業所による被害拡大防止のための最善な応急措置が講じられているか、また、事故後の危険物施設の安全性を確認し維持していく必要があるためです。

昨今、北上地区消防組合管内において、危険物施設における事故のうち、消防機関が事故を知り得るまでに時間を要した事案、さらには消防機関への通報が危険物施設関係者ではなく、事故を復旧するための工事業者から覚知した事案が発生しております。つきましては、事故が発生した際は以下の内容に留意し、対応して頂くようお願いします。

- (1) 従業員等は、危険物施設において事故が発生した時は、小さな事故であっても施設関係者の判断で通報するか否かを判断するのではなく、直ちに所轄消防機関へ通報して下さい。
- (2) 保安監督者等、危険物施設の安全性を維持管理する中心的な立場にある方は、全従業員に対して事故時の適切な対応について保安教育するようお願いします。
- (3) 事業所管理者は、事業所において事故時の適切な通報体制の構築するようお願いします。

2 事故通報遅延時の措置

危険物取扱者は、事故通報の遅延によって通報義務違反と認められる場合は、消防法に基づき危険物取扱者免状の返納命令になることがあります。

また、違反者の行った違反行為が事業主の管理監督責任の怠り等に起因するような場合は、事業主に対しても再発を防止するため、一定の違反是正措置を講じる場合があります。

お問い合わせ

北上地区消防組合消防本部 予防課

0197 - 65 - 5174